

6 変更届

(1) 次の事項について変更が生じた場合、**30日以内**に変更届（毒物及び劇物取締法施行規則別記第11号様式の(1)）(p20)を提出してください。

変更事項	添付書類
営業者氏名 （法人にあつては名称） （※1）	個人の場合：不要 法人の場合：定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書（ 6か月以内のもの ）
営業者住所 （法人にあつては主たる事務所の所在地）	個人の場合：不要 法人の場合：定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書（ 6か月以内のもの ）
構造設備 （※2）	変更前と変更後の設備概要図 （店舗平面図、貯蔵設備の概要図又は写真）
店舗の名称	不要
店舗所在地（※3）	変更内容の良くわかる図面等（※4）
オーダー販売業 ⇒ 一般販売業	店舗平面図（※4）、貯蔵設備の概要図又は写真 取扱責任者に関する書類、登録票
一般販売業 ⇒ オーダー販売業	登録票

- ※1 営業者の氏名（法人にあつては名称）
 婚姻、社名変更等による変更です。相続、営業譲渡等に伴い別人、別法人に変わる場合は、新規登録申請が必要になります。
- ※2 届出の必要な構造設備は次のとおり
 毒物劇物を直接取り扱う販売業
 ① 登録範囲内にある貯蔵設備の重要な部分の変更
 ② 同一ビル内の同一階で事務所を移動する場合
 （ただし、階を移る場合は新規の登録が必要）
- ※3 店舗所在地
 店舗所在地の変更は通常、新規登録申請が必要になりますが、次の①、②に限って、店舗所在地の変更として取り扱います。
 ① 毒物劇物を直接取り扱う販売業
 同一ビル内の同一階で事務所を移動する場合
 ② 毒物劇物を直接取り扱わない販売業（オーダー販売業）
 同一ビル内で事務所を移動する場合
 （ただし、ビル外への移動は新規の登録が必要）
- ※4 **スーパーマーケット、ビル等同一フロアに複数店舗等がある場合は、当該フロア全体の配置図も提出してください。**

(2) 記載上の留意点

① 業務の種別

一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載してください。

② 登録番号及び登録年月日

登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。登録票の発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。

③ 変更内容

変更前後の内容がはっきり分かるように記載してください。

④ 変更年月日

変更が生じた年月日を記載してください。

⑤ 届出者の住所、氏名

- ・住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・氏名について、法人の場合は登記された法人名及び代表者の氏名を記載してください。

住居表示変更又はビル等の名称変更により住所等に変更が生じた場合

営業者住所及び店舗所在地の住居表示の変更については、法律に規定する届出事項ではありませんが、営業者住所及び店舗所在地は法第6条の登録事項ですので、変更届の提出をお願いします。

なお、住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合は市町村が発行する住居表示変更証明書の原本の添付又は窓口での提示をお願いします。この場合の書換え交付申請の手数料は不要です。